

記載例① 退職者の残税額を一括徴収する場合

(この異動届出書は異動した月の翌月10日までに必ず提出してください。)

給与支払者の法人番号を記載してください。個人事業主の方は、個人番号を右詰めで記載してください。

受付印 8

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書 特別徴収

特別徴収税額の決定・変更通知書でお知らせしました指定番号を必ず記載してください。

給与 守口 太郎	7年度 特別徴収指定番号	8年度 特別徴収指定番号 2△△△△△△
担当 名 電話番号内線 06-0000-0000		

特別徴収指定番号及び宛名番号は、特別徴収税額決定・変更通知書（特別徴収義務者）に記載してください。

給与
所在地
守口市京阪本通〇丁目〇番〇号

特別徴収義務者
名称
〇△産業株式会社

提出
個人番号又は法人番号
(右詰めでご記入ください)

フリガナ
モリグチ ハナコ

氏名
守口 花子

生年月日
3 1.明治 2.大正 3.昭和 4.平成

個人番号

住所
1月1日現在
守口市〇〇町〇丁目〇番〇号

異動後
枚方市〇〇町〇丁目〇番〇号

(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法
48,000	16,000	32,000	令和 8年 9月 30日	1.退職 2.転勤 3.休職・長欠 4.死亡 5.支払少額・不定期 6.合併・解散 7.その他	番号を記入 1 特別徴収継続 2 一括徴収 3 普通徴収 (本人が納付)

例) 11月10日納期限分の場合→10月分

徴収済税額 6 月分 から 9 月分 まで

未徴収税額 10 月分 から 5 月分 まで

異動の事由
番号を記入
1.退職
2.転勤
3.休職・長欠
4.死亡
5.支払少額・不定期
6.合併・解散
7.その他

異動後の未徴収税額の徴収方法
番号を記入
1 特別徴収継続
2 一括徴収
3 普通徴収 (本人が納付)

婚姻等で、氏名の変更があった場合に記載してください。

異動された給与所得者の氏名を記載してください。

異動された給与所得者の個人番号を記載してください。

その年の1月1日から住所に変更がある場合に現住所を記載してください。

特別徴収税額の決定・変更通知書に記載された特別徴収税額を記載してください。

番号を選び、記入してください。

1 特別徴収継続の場合 (給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。)

新しい勤務先 (特別徴収義務者)
所在地
フリガナ
名称

特別徴収指定番号

担当
名 電話番号
担当者

新しい勤務先へは、
月割額 [] 円 を [] を (翌月10日納期限) から徴収し、納入す ※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。

受給者番号

納入書の要否 (新規の場合のみ記載) 番号を記入 必要 不要

確認してください。

2 一括徴収の場合 (未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)

番号を記入 1 1. 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。
2. 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。

徴収予定額 ((ウ)と同額) を右欄に記入 32,000 円

左記の一括徴収した税額は、10 月分 (翌月10日納期限) で納入します。

3 普通徴収の (一括徴収しない) 場合 (1及び2に当てはまらない場合に記入してください。)

番号を記入 1. 異動年月日が6月1日～12月31日かつ本人からの申出がないため。
2. 異動年月日が1月1日～4月30日かつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。
3. 死亡による退職のため。

徴収した月割額の合計額を記載してください。

年税額から徴収済税額を差し引いた残額を記載してください。

徴収した月割額の合計額を記載してください。

特別徴収することができなくなった事由を選び、番号を記入してください。「8.その他」の場合は「8.その他」に事由を記載してください。

一括徴収税額を何月分で納入するかを記載してください。毎月の徴収税額と合計して納入していただく結構です。

※ 提出先：守口市役所 課税課 市民税担当